

2022年2月10日

各 位

会社名 マークラインズ株式会社
代表者名 代表取締役社長 酒井 誠
(証券コード:3901 東証第一部)
問合せ先 取締役管理部長 坂井 建一
電話番号 03-4241-3901(代)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年2月10日開催の取締役会において「定款一部変更の件」を2022年3月28日開催予定の第21回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社の事業領域拡大に対応するため、現行定款第2条に事業目的の追加を行うものがあります。
- (2) 会社法改正により、株主総会参考書類等の電子提供制度が定められたことに伴い所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 (条文省略) 1. ~9. (条文省略) (新設) <u>10. ~16.</u> (条文省略)	(目的) 第2条 (現行どおり) 1. ~9. (現行どおり) <u>10. 労働者派遣業務</u> <u>11. ~17.</u> (現行どおり)
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、 <u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> (新設)	(削除) (電子提供措置等) 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> 2 当社は、電子提供措置をとる事項

<p>(新設)</p>	<p><u>のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(附則)</p> <p><u>第1条 変更前定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第14条(電子提供措置等)は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する規定の改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
-------------	--

以上